

令和8年度「食文化振興加速化事業」

仕 様 書

令和8年5月13日

文化庁参事官（生活文化連携担当）

1. 趣旨

我が国の食文化は、地域の自然風土と調和した先人の生きる知恵と経験の賜物であり、未来に継承すべき文化である。一方、少子高齢化や生活様式・嗜好の変化等により、食文化の継承は喫緊の課題となっている。

こうした課題に関連して、我が国には多様な食文化が全国各地に存在するものの、その担い手が自らの食文化の価値を活用して地域経済の活性化に繋げていく取組は十分に展開されているとは必ずしも言えない状況にある。

本事業では、地域の食文化の価値の可視化及び体験機会の創出を図るとともに、当該価値に対する適正な経済的対価の形成及び食文化の担い手への還元を促す。これにより、地域の関係者が自らの文化的アイデンティティに対する誇りを再発見することを後押しするとともに、食文化の持続的な継承に資する基盤を強化し、もって食文化振興の加速化を目的とする。

2. 事業期間

委託締結日から事業が完了した日又は、令和9年3月19日（金）のいずれか早い日までとする。

3. 業務内容（予算規模：4,000万円（税込）を上限とする。）

本事業における業務内容として、受託者は、以下の（1）～（3）を実施する。各企画の設計に当たっては、食文化に係る無形文化財及び民俗文化財を中心に取上げ、その文化的価値及び保持団体等の活動状況等を的確に把握し、企画の設計に反映するものとする。なお、現在、文化財として指定、登録、選択に至っているものは別紙1のとおり。

（1）食文化の価値の活用を通じた担い手の収益創出力の向上に資するモデルプログラム設計

- ① 月替わりで年間計12回のモデルプログラムを設計する。（将来的に同プログラムを補助事業化し、全国展開まで発展させることを視野に入れたもの）
- ② 各回における設計に際しては、可能な限り下記の要素を盛り込む。
 - ・テーマ（季節や文化を軸として設定）
 - ・知る（歴史、芸術、風俗慣習等の解説・講話内容）
 - ・触れる（調理、加工等の体験内容）
 - ・味わう（飲食等の提供形式）
- ③ 各回の文化財・地域の組合せは、地域バランスを考慮して選定し、その選定理由は技術提案書に記載する。なお、地域は都道府県単位とする（以下同じ）。

（2）複数地域における実証事業の実施を通じた収益化モデル構築

- ① （1）で設計した食文化に係る無形文化財及び民俗文化財のモデルプログラムのうち、地域バランスを考慮して全国から6つ以上の文化財・地域の組合せを選定し、5か所以上の地域において、当該食文化の価値を活用した課金制の体験プログラム実証事業を実施する。うち少なくとも1つの文化財・

地域で民俗文化財を活用した実証事業を実施する。また、文化財として指定、登録、選択に至っていないもの（例えば、日本料理など）を選定する場合は、文化庁と協議の上で選定することができる。

- ② 各文化財・地域ごとに、上記①の実証事業を複数回実施する。
- ③ 各文化財・地域の選定後、外国人誘客に関する意向調査を、選定された地域の担い手に対して実施する。同調査結果は次年度予算要求における参考に資するよう、可及的速やかに文化庁に報告する。
- ④ 各実証事業においては、当該文化財の概要、成立した背景や歴史、関連する年中行事、継承のための動きなどを広範に紹介する内容とする。その際、学術的知見や一次資料等を踏まえた信頼性の高い内容とし、当該文化財の文化的価値を損なわない内容とする。
- ⑤ 各文化財の保持団体をはじめとする関連団体、地方自治体、料理人、職人等担い手への協力要請についても積極的かつ効果的に行う。
- ⑥ 事前の広報（参加者の募集）
 - ア. 実証事業の実施に関する事前広報を行うこととし、具体的な広報案を技術提案書に記載する。
 - イ. イベント参加者の募集に当たり、Webフォームを用いて受付を行う場合は、ISMARクラウドサービスリストに掲載されているクラウドサービスを利用して開設すること。受付を行う期間については、文化庁と協議のうえ決定する。
- ⑦ 事後の取組（効果測定・分析、マニュアル作成）
 - ア. 参加者及び事業実施に関与した団体・自治体・担い手等に対するアンケート調査、ヒアリング調査等を行い事業内容に対するフィードバックを得る。同調査等を基に、参加者の属性、参加者の知識、理解度の向上、満足度等の効果測定、参加者の支払意思額（WTP: Willingness to Pay）、価格設定の妥当性の検証、収益性、継続可能性の分析、地域経済への波及効果等、文化的価値と経済的価値の双方を可能な限り定量的に分析し、今後の体験プログラムの企画立案に資する知見を整理して成果報告書に取りまとめる。具体的な内容は技術提案書に記載する。
 - イ. 食文化の担い手が、本事業における体験プログラム実証事業と同様の事業を自前で設計、実施するためのマニュアルを開発、作成する。同マニュアルは、実証事業を通じて蓄積された横断的な知見を踏まえた内容とし、事業終了後に担い手が同マニュアルを活用し、食文化の価値を活用した収益化事業を自走的に設計、実施することを前提に、下記の要素を含めるものとする。
 - ・ 食文化の価値を活用した体験プログラムの設計マニュアル（体験プログラム設計までの手順を明確にするとともに、手順ごとに留意すべき点を整理したもの）
 - ・ 体験プログラム参加者に対する説明用スクリプトのひな形を含む解説マニュアル（食文化の担い手が当該食文化の価値を言語化することを支援するもの）
 - ・ 収益化マニュアル（価格設定、予約・集客モデル、リピーター戦略等を整理したもの）

(3) 報告書等作成

上記(1)及び(2)の成果物に加えて、下記の内容を含む成果報告書を作成する。

- ・ 事業全体を通じて抽出された課題とその解決策
- ・ 食文化に係る文化財を活用した本実証事業を全国に横展開するためのガイドライン

4. 事業の実施

(1) 事業の実施

具体的な事業内容については、文化庁と協議の上、決定する。

事業の実施や経費の支出に当たっては、文化庁担当者と十分に協議すること。

また、事業等の進捗について定期的に文化庁担当者に報告の上、以降の事業実施について十分に協議すること。

(2) 事業の評価

事業を実施するに当たっては、事業実施による効果が把握できるよう、適切な効果指標を設定すること。また、事業の評価を適切に実施し、成果報告書に取りまとめること。なお、評価の内容について、文化庁担当者から聞き取りを行う場合がある。

(3) 事業実施による成果物

事業実施による成果物（動画、パネル等の掲示物）及び成果報告書を文化庁に納品する。なお、成果物の著作権は文化庁に帰属するものとする。

(4) 委託費の支出

- ① 経費計上は契約期間内に発生したものに限る。
- ② 委託費の支出は、文部科学省官署支出官から委託先の代表者に支出する。
- ③ 事業を実施するに当たり、契約締結及び支払いを行う場合には、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、経費の効率的執行に努めること。
- ④ 委託費の経理については、特定の個人が一括して担当することのないよう、必要に応じて規約、経費の支出規定等を定め、経費の支出に当たっては複数の者が審査した上で支出するなど適切な執行に努めること。
- ⑤ 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。
また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- ⑥ 本事業の事業費を積算する際は、「競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類」に定める留意事項を踏まえて必要な経費を計上すること。

5. 個人情報取り扱いについて

- (1) 本事業の実施に当たり入手した個人情報については、善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。

- (2) 本事業実施に当たって受託者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
ただし、事前に文化庁の承認を得た場合は、この限りではない。
- ① 文化庁が提供し、又は本件業務に関して受託者が収集若しくは作成した個人情報¹を第三者（再委託する場合における再委託事業者を含む。）に提供し、又はその内容を知らせること。
 - ② 文化庁が提供し、又は本件業務に関して受託者が収集若しくは作成した個人情報¹について、本件業務を遂行する目的の範囲を超えて利用、複写、複製、又は改変すること。
- (3) 受託者は、文化庁が提供し、又は本件業務に関して受託者が収集若しくは作成した個人情報¹の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (4) 文化庁は、必要があると認めるときは、所属の職員に、受託者の事務所、事業場等において、文化庁が提供し、又は本件業務に関して受託者が収集若しくは作成した個人情報¹の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、受託者に対し必要な指示をすることができる。受託者は、文化庁からその調査及び指示を受けた場合には、文化庁に協力するとともにその指示に従わなければならない。
- (5) 受託者は、文化庁が提供し、又は本件業務に関して受託者が収集若しくは作成した個人情報¹を、委託業務完了後、廃止後、又は解除後速やかに文化庁に返還するものとする。ただし、文化庁が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- (6) 受託者は、文化庁が提供し、又は本件業務に関して受託者が収集若しくは作成した個人情報¹について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生し、又はその発生のおそれを認識した場合には、文化庁に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- (7) 上記（2）、（4）及び（6）の規定については、委託業務を完了し、廃止し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

6. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「（2）要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価

等は、「令和8年度「食文化振興加速化事業」審査委員会」において行う。

なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「令和8年度「食文化振興加速化事業」に係る評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 業務の実施方針

1-1 内容の妥当性、独創性

* 1-1-1 仕様書記載の業務内容について全て提案され、本委託業務の目的を踏まえた内容となっていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば望ましい。〕

* 1-1-2 偏った業務内容となっていないこと。

1-2 方法の妥当性、独創性

* 1-2-1 事業遂行内容・手法が妥当であること。〔事前分析の手法に事業成果を高めるための工夫があれば望ましい〕

* 1-2-2 作業項目・作業手法が明確であること。

1-3 遂行計画の妥当性、効率性

* 1-3-1 事業遂行の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔遂行の日程・手順等が効率的であれば望ましい。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似業務の経験

2-1-1 過去に類似の業務（イベント企画・運営、行政委託事業における各種調整等）を実施した実績があれば望ましい。

2-2 組織の事業実施能力

* 2-2-1 事業を遂行する上で必要最低限の人員が確保されていること。

2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば望ましい。

* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 業務に当たってのバックアップ体制

2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば望ましい。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似業務の経験

3-1-1 過去に類似の業務（イベント企画・運営、行政委託事業における各種調整等）を実施した実績があれば望ましい。

3-2 業務従事予定者の業務内容に関する専門知識・適格性

* 3-2-1 業務で取り扱う予定の内容に関する知識・知見を有していること。

3-2-2 業務内容に関する人脈を有していれば望ましい。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば望ましい。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定）又は女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）

○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は次世代法に基づく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明 以下のいずれかを表明していれば望ましい。（いずれかを応募者が選択し、別紙2の表明書を提出するものとする。※1）

5-1-1 入札者である中小企業等が、令和4年4月以降に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 入札者である中小企業等が、令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

7. 検査

受託者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、文化庁が確認することをもって検査とする。

8. 守秘義務

受託者は、本件業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受託者は、本件業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本件業務以外に使用しないこと。

9. 届出義務

受託者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに文化庁へ届け出ること。

10. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

文化庁は、受託者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受託者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- 5-1-1の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の「法人事業概況説明書」の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を比較することにより行うこととする。
- 5-1-2の場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1給与所得の源泉徴収票 合計表（375）」の「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払

金額」欄を比較することにより行うこととする。

加点を受けた受託者は、確認のため必要な書類を速やかに文化庁に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受託者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受託者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

1 1. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

1 2. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

1 3. その他

- (1) 本事業のすべてを再委託することはできない。当該事業の一部を再委託する場合、再委託先との明確な責任と役割を示すことができ、適切に遂行できる企業等を選定していること。
- (2) 報告書等の検収は文化庁が行い、報告書の提出後に受託者の責任による誤り等が判明した場合には、文化庁の指定する日時までに修正するものとする。
- (3) 提出した報告書の記述に関し、即時説明できる体制を整えること。
- (4) 文化庁から委託代金の支払に当たっては、証憑書類の提出を求めることから厳格な経理処理を行える体制を構築すること。
- (5) 仕様書に定めのない事項がある場合、または疑義が生じた場合には、文化庁担当者と協議し、その指示に従うこと。

関連する文化財一覧

重要無形民俗文化財	登録無形文化財	登録無形民俗文化財	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財
能登の揚浜式製塩の技術	伝統的酒造り	讃岐の醤油醸造技術	兵庫県の酒造習俗
阿波晩茶の製造技術	菓銘をもつ生菓子（煉切・こなし）	田佐節の製造技術	南部の酒造習俗
石鎚黒茶の製造技術	京料理	能登のいしる・いしり製造技術	田尾の酒造習俗
大豊の碁石茶製造技術	手揉み製茶	近江のなれずし製造技術	四国山地の発酵茶の製造技術
	加賀料理	庄内の笹巻製造技術	灘の酒樽製作技術
		薩南諸島の黒糖製造技術	
		大館のとんぶり製造技術	
		敦賀のおぼろ昆布製造技術	
		吉野葛（くず）の製造技術	

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年（※1））において、給与総額を対前年度（又は対前年（※1））増加率○%以上とすることを（従業員と合意したことを（※2））表明いたします。

令和 年 月 日
株式会社○○○○
（住所を記載）
代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日
株式会社○○○○
従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印
給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

- ※1：状況に応じて事業年度とするか暦年とするかを選択して記載すること。
- ※2：状況に応じて括弧内の内容を記載すること。
- ※3：本表明書は、次のページ（留意事項）と合わせて両面印刷とすること。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3.による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。